

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 業務名及び数量 旧岩手県立点字図書館（北山収蔵庫）資料搬送業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日から平成30年11月30日まで
- (4) 履行場所 搬出場所：旧岩手県立点字図書館（盛岡市北山1丁目11-25。以下、「北山収蔵庫」とする。）  
搬入場所：旧岩手県立東和高校体育館（花巻市東和町安俵3区-1。以下、「東和収蔵庫」とする。）

### 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 一般貨物自動車運送事業（国土交通大臣及び地方運輸局長）の許可を受けた者であること。
- (4) 入札日現在で、岩手県内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (5) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 過去に官公庁等の発注における本業務と同種の業務を履行した実績を有する者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 県からの受注業務に関し指名停止の措置を受けていないこと。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を平成30年7月30日（月）午後5時までに15（2）の場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。
  - ア 入札参加資格審査申請書（別紙「様式第1号」）
  - イ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県に納付した岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。）の写し
  - ウ 一般貨物自動車運送事業許可証の写し
  - エ 運搬業務実績調書（別紙「様式第2号」）
  - オ 資本関係・人的関係に関する届出書（別紙「様式第3号」）
  - カ 誓約書（別紙「様式第4号」）
- (2) 入札参加者は、提出した書類について知事から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。
- (3) 確認結果は、平成30年7月31日（火）までに書面（FAX）にて通知する。
- (4) 入札参加者のうち、搬出場所を確認したい者は、次に示す事前現場説明会に参加すること。
  - ア 期日 平成30年7月23日（月）午前9時30分～午前10時30分 ※開始時間までに、

現地に集合すること。

イ 場所 北山収蔵庫（盛岡市北山1丁目11-25）

ウ 内容 搬出場所の動線の確認及び注意事項の説明等

#### 4 資本関係等にある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

##### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の関係

##### (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）から（3）と同視し得る関係があると認められる場合

##### (5) 入札参加希望者が（1）から（4）の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

#### 5 入札の方法等

(1) 入札は、入札書を指定の日時及び場所に提出させることによって行うものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者の印で押印をしておかなければならない。なお、金額は訂正することはできない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。なお、年間委任状等により支店、営業所等に権限を委任されている場合は、その委任状も提出すること。

(5) 入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものととして取扱うものとする。

#### 6 入札書記載事項等

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の職・氏名及び印）
- (3) あて名は、「岩手県知事」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名

## 7 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時  
平成30年8月2日（木） 午前11時00分
- (2) 場所  
岩手県庁 5階 県営建設工事入札室

## 8 入札保証金

- (1) 入札金額の100分の108に相当する金額の100分の3以上の額を、入札執行の当日までに岩手県庁舎1階出納局入札室に納付し、領収書を受領すること。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金には利息を付さない。
- (3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、落札しなかった場合は、これを当該入札参加者又はその代理人に還付する。また、落札者については契約締結後において還付する。  
なお、還付の際、領収書に印鑑が必要であることから、持参すること。  
また、入札保証金の還付に当たっては、領収書に貼付する収入印紙（200円分）を準備すること。
- (4) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、契約保証金充当申出書（別紙「参考様式1」）を提出すること。  
なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後において、入札保証金還付請求書（別紙「参考様式2」）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。
- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

## 9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を満たすと認められたものに限り、入札に参加できるものとする。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札保証金を納付せず（納付の免除されたものを除く。）又は金額が不足した場合
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書

(10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が岩手県の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。この場合、入札保証金は岩手県に帰属する。

12 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札しても落札者がいない場合も同様にする。
- (3) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は再度入札に加わることができない。

13 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
  - イ 落札者が過去2年の間に国（公団も含む）又は地方公共団体との間において、本契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているとき。
- (3) 契約保証金には利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

14 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、平成30年7月24日（火）午後2時00分までに、書面（FAXによる提出可。必着）により岩手県知事まで申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、入札参加者に対し、平成30年7月25日（水）午後5時00分までにFAXにより送信する。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札等に関する照会先

岩手県教育委員会生涯学習文化財課

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号 019-629-6182